

経営管理権集積計画策定後の事務Ⅱ

～ 経営管理実施権配分計画の策定等 ～

林野庁 森林利用課 森林集積推進室

令和6年4月

目次

1. 集積計画策定後の流れ
2. 配分計画策定までの流れ
3. 企画提案の留意事項
4. 配分計画の記載内容
5. 配分計画の記載例
6. よくある問い合わせ
7. 報告徴収(監督業務)
8. 会計処理に関する指導
9. 山林所得の計算方法

1. 集積計画策定後の流れ

経営管理権集積計画の作成

- 計画内容の検討
市町村森林経営管理事業
or
経営管理実施権設定
- 経営管理権の取得

事前準備

- 現地調査(立木調査、境界測量など)

予定価格の積算・経営管理実施権の設定の検討

- 調査結果の整理
- 森林整備事業の積算方法を準用し積算

経営管理実施権の設定

- 選定要領等の作成
- 企画提案の公募・審査、民間事業者の選定
- 経営管理実施権配分計画の作成・公告

経営管理実施権者からの報告徴収(監督)

市町村森林経営管理事業

- 一般競争入札、指名競争入札(入札公告)
- 随意契約(見積書の徴収)

2. 配分計画策定までの流れ①

●森林経営管理法

第36条

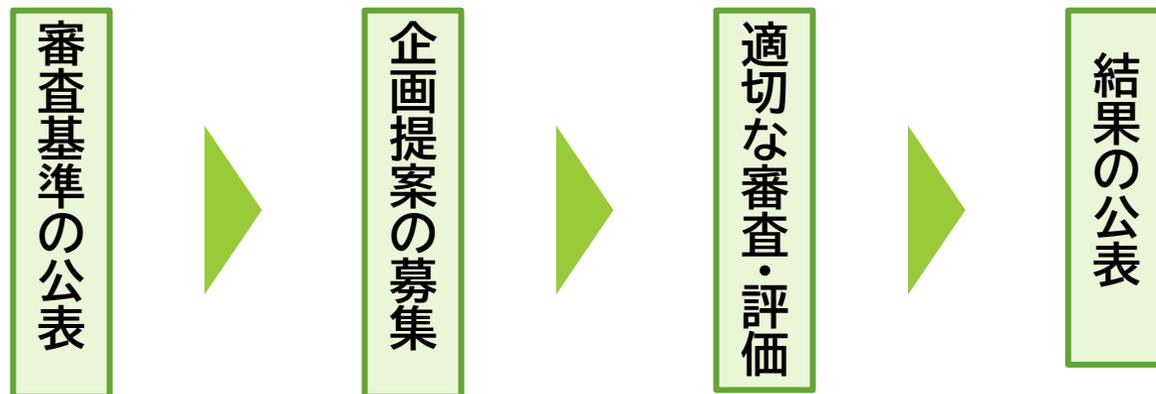
1～2(略)

- 3 市町村は、経営管理実施権配分計画を定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、経営管理実施権を設定する民間事業者を都道府県により公表されている民間事業者の中から、**公正な方法により選定する**ものとする。
- 4 都道府県及び市町村は、経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者の公募及び公表並びに経営管理実施権の設定を行う民間事業者の選定に当たっては、これらの**過程の透明化を図るよう努める**ものとする。

●森林経営管理法施行規則(省令)

第33条 市町村は、公正な方法により民間事業者を選定するときには、都道府県により公表されている民間事業者に対し、経営管理実施権配分計画に定める事項について**提案を求める**ものとする。

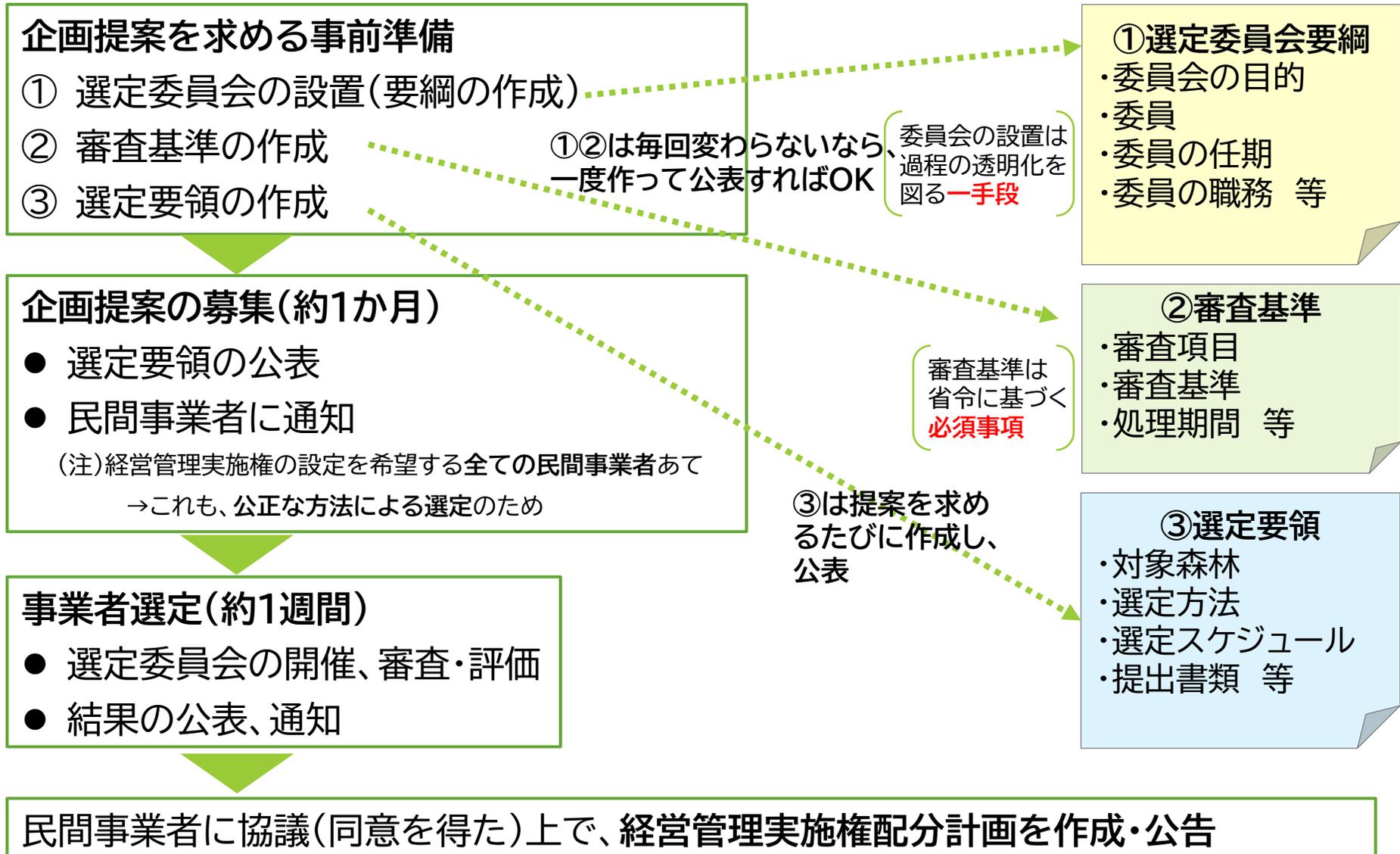
- 2 市町村は、その提案を**適切に審査し、及び評価する**ものとする。
- 3 市町村は、公正な方法により提案を求めるに当たっては、あらかじめ**その旨及びその評価の方法を公表する**とともに、その評価の後にその**結果を公表してする**ものとする。



Point

この**4ステップ**が担保されることで、選定の過程が透明化され、公正な方法で選定したと言える。

2. 配分計画策定までの流れ②



3. 企画提案の留意事項(和歌山県の例)

市町村は、都道府県が公表している民間事業者の中から当該市町村内で経営管理実施権の設定を希望している**全員**に対して**公募**する必要があります。

【例】那賀区域の市町村の場合

- ・竹上木材株式会社
- ・和海紀森林組合
- ・木原造林株式会社勝浦事業所
- ・株式会社上市屋銘木店

那賀区域を希望する**4事業者**に公募。

【公募の際に送付する資料】

- ・企画提案を求める通知
- ・選定要領
- ・その他参考となるもの(対象箇所の図面等)

〔集積計画をHPに公告していない場合は、集積計画本文も送付〕

別記第10号様式
和歌山県意欲と能力のある林業経営者 選定・登録リスト

事業者名	所在地	希望区域	登録期間	備考
竹上木材株式会社	有田郡有田川町 楠木 478-1	海草・那賀・ 伊都・有田	R6. 3.31 まで	
西牟婁森林組合	田辺市船川 597 番地の 101	西牟婁	R6. 3.31 まで	
紀中森林組合	日高郡日高川町 寒川 223 番地	日高	R6. 3.31 まで	
清水森林組合	有田郡有田川町 清水 401 番地 3	有田	R6. 3.31 まで	
大辺路森林組合	西牟婁郡白浜町 日置 980-1	西牟婁	R6. 3.31 まで	
マルカ林業株式会社	有田郡有田川町 清水 1913	有田	R6. 3.31 まで	
和海紀森林組合	紀の川市賞志川町 神戸 327 番地 1	海草・那賀	R6. 3.31 まで	
熊神村森林組合	田辺市熊神村 東 401 番地	西牟婁	R6. 3.31 まで	
中辺路町森林組合	田辺市中辺路町 川合 1434-1	西牟婁	R6. 3.31 まで	
本宮町森林組合	田辺市本宮町 切畑 358 番地	西牟婁	R6. 3.31 まで	
往友林業株式会社資源開発本部 山林部大阪事業所	大阪府大阪市北区 中之島 2-2-7	有田・日高・ 西牟婁	R6. 3.31 まで	
北山村森林組合	東牟婁郡北山村 大沼 208	東牟婁	R6. 3.31 まで	
熊野川町森林組合	新宮市熊野川町 日足 350 番地	東牟婁	R6. 3.31 まで	
山長林業株式会社	田辺市新庄町 2015	西牟婁	R6. 3.31 まで	
株式会社興平林業	田辺市東山 2 丁目 18 番 15 号	日高・西牟婁	R6. 3.31 まで	
福山林業	西牟婁郡すさみ町 扇参見 2841-1	西牟婁	R6. 3.31 まで	
木原造林株式会社 勝浦事業所	東牟婁郡那智勝浦町 朝日 2 丁目 164	県内一円	R6. 3.31 まで	
株式会社山一木材	新宮市新町 2 丁目 1 番地の 5	西牟婁・東牟婁	R6. 3.31 まで	
南紀森林組合	東牟婁郡古座川町 明神 260 番地	東牟婁	R6. 3.31 まで	
株式会社上市屋銘木店	西牟婁郡すさみ町 扇参見 2547-3	県内一円	R6. 3.31 まで	

【事例①】企画提案に向けた工夫点

□ 企画提案の留意事項 | 愛知県岡崎市

見積時の経費と実際にかかった経費に差が生じた場合の収益の取り扱いや所有者還元への考え方などを事前に提示することで、企画提案書がより正確に、選考もより公平になるよう工夫

●●●企画提案書提出時の留意事項●●●

⑤ 企画提案書提出時に添付された見積りは次の通り取り扱う。(実際の経費が見積り以上かれば事業者が負担することとし、実際の経費が見積りより安くあがった場合は森林所有者への還元へ上乘せされる。)

★森林所有者への還元額の算出★ 販売額・・・実際に売った金額
補助金・・・施業時利用できるものを従来通り申請
(造林補助 or 矢作川水源基金などの補助金)
経費・・・企画提案書提出時の見積もり

	例1	例2	例3	例4
販売収益額 (予定)	10万	10万	10万	10万
(実際)	10万	7万	10万	7万
補助金 (予定)	2万	1万	2万	1万
(実際)	1万	1万	2万	1万
経費 (見積り)	9万	9万	9万	9万
(実際)	10万	9万	7万	7万
	(※算出単位1万)			
森林所有者へ還元 (予定)	10 - (9-2) = 3	10 - (9-1) = 2	10 - (9-2) = 3	10 - (9-1) = 2
(実際)	3万	2万	3万	2万
	10 - (9-1) = 2	7 - (9-1) = <u>▲1</u>	10 - (7-2) = 5	7 - (7-1) = 1
		なし	5万	1万
	(※算出単位1万)			

●例1
経費が見積り時より多くかかった場合、事業者が負担することになる。補助金の額が下がった分は還元額が下がる。

●例2
予定していた額で販売収益が得られなかった場合で、収益が経費を下回る場合は予定通りの経費で収まっているも、その不足分は事業者の負担とするが、森林所有者への還元は免除する。(当然に、実際の経費が見積りを超えている場合も同様である。)

●例3
経費が見積りより少なかった場合、差額は森林所有者へ還元される。

□ 現地説明会の開催 | 山形県最上町

企画提案に先立ち、提案書作成の際の注意事項の伝達と現地視察を行う説明会を実施し、公募に手を挙げる場合は出席を義務付け



4. 配分計画の記載内容

配分計画の記載事項（法第35条、規則第30条）

- 民間事業者の氏名又は名称、住所
 - 森林の所在、地番、地目、面積
 - 森林所有者の氏名は名称、住所
 - 経営管理実施権の始期、**存続期間**
 - **経営管理の内容**
 - **金銭の算定方法、支払時期、相手方、方法**
 - 経営管理権に係る法律関係
- 個別事項
- 別添
- 共通事項

存続期間の考え方

- 「始期」は少なくとも集積計画の始期以降とし、「存続期間」は、集積計画の存続期間の満了時期以内とすること
- 経営管理の内容に主伐が含まれる場合は、再造林後の成林に一定の目途がつくよう、**15年以上**とすることが望ましい
- 森林経営計画の策定を考える場合は、**5年以上**とする（事務に要する期間などを加え、6年とするなど余裕をみること）

経営管理の内容

- 集積計画に記載した内容以外について記載する場合は、集積計画を作成しなおすこと
- 集積計画で、施業種など実施すべき行為のみを記載し、**具体的内容を配分計画で定めるとすることも可**
- 主伐を含む場合は、**植栽による確実な造林を確保する旨**を記載すること

金銭の算定方法

- 集積計画に記載した算定方法、支払時期、相手方及び方法を記載すること
- 林業経営者が提出した見積額が記載された**企画提案書を添付**すること
- 市町村に支払われる金銭が生じない場合は、その旨を記載すること（市町村に支払われるべき金銭が生じる場合には金銭の詳細を記載することができる。）

5. 配分計画の記載例①(1. 個別事項)

民間事業者の氏名又は名称、住所

経営管理実施権配分計画(記載例)

集1,2,3...は一例
整理しやすいよう工夫

1 個別事項										※経営管理の内容に主伐を含める場合は15年を超える期間とする。 ※経営管理権の存続期間内で設定する。		(住所又は所在地) ●●県●●市●▲◆			
整理番号	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(氏名又は名称) ●●			経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) ●●市長 ●●●●			(所在地) ●●県●●市●●●		
	丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)										経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭(E)の額の算定方法
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢	経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭(E)の額の算定方法	備考	
1	●●市●●	123	12	16	山林	1.25	スギ	65	2019.12.1	19年(2038.11.30)	別添1の①参照	別添2の①参照	-	集○	
2	同上	123	12	17	山林		スギ	55	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	-	集○	
3	同上	124	12	19	山林		ヒノキ	64	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	-	集○	
4	同上	124	12	20	山林	4.64	スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	-	集○	
5	同上	124	12	22	山林		スギ	60	同上	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	-	集△	
6	同上	124	12	23	山林		スギ	58	同上	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	-	集△	
7	同上	125	13	4	山林	2.43	ヒノキ	47	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	-	集△	
8	同上	125	13	7	山林		スギ	63	同上	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	-	集△	
9	同上	126	13	8	山林	2.85	スギ	65	同上	同上	別添1の④参照	別添2の②参照	-	集◇	
10	同上	126	13	10	山林		スギ	51	同上	同上	別添1の④参照	別添2の②参照	-	集◇	

※経営管理権集積計画の整理番号を記載

集積計画の範囲内

5. 配分計画の記載例②(1. 個別事項)

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)									Aの森林所有者 (甲)		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称			
1	●●市●●	123	12	16	山林	1.25	スギ	65	●●県●●市◆◆◆◆	◆◆◆◆	別添3の①参照	-	集○
2	同上	123	12	17	山林		スギ	55	●●県●●市◆◆◆◆	◆◆◆◆	別添3の①参照	-	集○
3	同上	124	12	19	山林	4.64	ヒノキ	64	●●県●●市◆◆◆◆	◆◆◆◆	別添3の①参照	-	集○
4	同上	124	12	20	山林		スギ	58	●●県●●市◆◆◆◆	◆◆◆◆	別添3の①参照	-	集○
5	同上	124	12	22	山林		スギ	60	●●県●●市▲▲▲▲	▲▲▲▲	別添3の②参照	-	集△
6	同上	124	12	23	山林		スギ	58	●●県●●市▲▲▲▲	▲▲▲▲	別添3の②参照	-	集△
7	同上	125	13	4	山林	2.43	ヒノキ	47	●●県●●市▲▲▲▲	▲▲▲▲	別添3の②参照	-	集△
8	同上	125	13	7	山林		スギ	63	●●県●●市▲▲▲▲	▲▲▲▲	別添3の②参照	-	集△
9	同上	126	13	8	山林	2.85	スギ	65	▲▲県▲▲町■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	別添3の③参照	-	集◇
10	同上	126	13	10	山林		スギ	51	▲▲県▲▲町■ ■ ■ ■	■ ■ ■ ■	別添3の③参照	-	集◇

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける者 (丙) 住所 (同上) ●●
 権利の設定をする市町村 (乙) 住所 (同上) ●●市長 ●●●●

民間事業者の氏名又は名称、住所

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) (B) 欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。
- (3) 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
- (4) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (5) 当該経営管理実施権配分計画の内容に関して丙が乙に提出した企画提案書及び図面を添付すること。

■ 集積計画と同様の記載

2 共通事項

この経営管理実施権配分計画の定めるところにより設定される経営管理実施権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を受受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

(2) 善管注意義務

- ① 丙が経営管理実施権に基づき経営管理を行うに当たっては、善良なる管理者の注意を持って甲の利益に最も適合するように配慮しなければならない。
- ② 甲は、この経営管理実施権配分計画の定める事項について、丙に対して義務の履行を求めることができる。

(3) 監督義務

乙は、丙に対して当該森林の経営管理の状況等について報告を年1回徴収することで、当該森林において経営管理が行われるよう努めなければならない。

(4) 報告義務

丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回報告しなければならない。

(5) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木は、甲に帰属する。

(6) 経営管理実施権及び経営管理受益権の設定

この経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が、甲及び乙に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。

丙に設定された経営管理実施権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(7) 経営管理実施権の設定等の条件

- ① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合にはあらかじめ丙に通知するものとし、当該経営管理権集積計画を取り消した場合は、当該経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。
- ② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち丙に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合
 - イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合
 - ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合
 - エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合
 - オ 正当な理由がなくて(4)の報告をしない場合
- ③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めるときは、気象災等により被害が発生して(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理実施権配分計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、甲及び乙の同意を得るものとする。
- ⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。
- ⑥ 丙は、当該経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。
- ⑦ 丙の権利義務の全部を承継した者は、当該経営管理実施権についても承継するものとし、丙又は当該権利義務の全部を承継した者は、あらかじめ、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

■ 集積計画と同様の記載

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、丙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林への立ち入り及び施設の利用等

① 丙は、(1)及び(10)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された森林作業道その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。

② 丙は、(1)及び(10)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に路網その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 丙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(10) 森林保険

※経営管理実施権者が保険金を代理受領し復旧する場合を想定

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、丙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と丙の協議により定める。

② 丙は、丙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は丙が行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、丙は当該保険金の請求及び受領を甲から受任するものとし、丙が当該保険金を復旧の用に供するため、当該保険金全額は丙に帰属するものとする。

(11) 災害等による経営管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理実施権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

① 経営管理実施権の存続期間の満了した場合において、甲乙丙の間で金銭の支払(1の個別事項に定める丙から甲に支払われるべき金銭及び丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していないことにより、丙が甲から預かった金銭のうち甲に返還すべき金銭除く。)は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

② 経営管理実施権の存続期間の中途において経営管理実施権が消滅した場合において、丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していない場合は、丙は甲に対して、実施していない経営管理によって見込まれた利益に相当する額を支払うものとする。

(14) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙が協議して定める。

5. 配分計画の記載例⑤(経営管理の内容【別添1】)

別添1 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

対象森林					経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林班	小班		
①	●●市●●	123	12	16	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主伐、主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとする。 ○ 主伐後の植栽については、地拵え後、スギ・コナラ苗を2,000本/haの密度で植付けるとともに鳥獣害防止施設の設置及び維持管理を実施するものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、年●回、鳥獣害防止施設の周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。 ○ 保育については、存続期間終了時に成林するよう、2～6年生時に下刈を年1回以上、10年生時に除伐1回を実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年●回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	●●市●●	123	12	17	
	●●市●●	124	12	19	
	●●市●●	124	12	20	
<p>※当該森林の保護に関する事項は、当該森林の立地条件や利用状況等の地域の実情に応じて、巡視回数や必要な措置を定めること。例えば、住宅地と隣接している森林であれば、第三者が当該森林に立ち入る可能性が考えられるため、進入禁止の立て看板の設置等の措置を講じる等を記載することが望ましい。</p>					
②	●●市●●	124	12	22	<ul style="list-style-type: none"> ○ 主伐、主伐により生じた木材の販売並びに主伐後の植栽及び保育を実施するものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となるようにするものとする。 ○ 主伐後の植栽については、地拵え後、カラマツ・裸苗を2,000本/haの密度で植付けるとともに鳥獣害防止施設を設置及び維持管理を実施するものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、年●回、鳥獣害防止施設の周囲の見回り及び必要な補修を行うものとする。 ○ 保育については、2～6年生時に下刈を年1回、10年生時に除伐1回を実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年●回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	●●市●●	124	12	23	
	●●市●●	125	13	7	
③	●●市●●	125	13	4	<ul style="list-style-type: none"> ○ 存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年●回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	●●市●●	126	13	8	
④	●●市●●	126	13	10	<ul style="list-style-type: none"> ○ 存続期間中に間伐及び間伐により生じた木材の販売を1回実施するものとする。 ○ なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年●回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	●●市●●	126	13	10	

5. 配分計画の記載例⑥-1 (金銭の算定方法【別添2】) 事務の手引(記載例)

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
 (①甲に対して経営管理実施権配分計画の公告時に利益を支払う場合の例)

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
①	所在	地番	林班	小班	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)を控除した利益とし、乙が算定する。 ○ 乙が算定する利益は、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された利益の見積額とする。 (2. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐後の植栽及び保育に係る経費については、見積り実施時点で有効な●●県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 (3. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(2. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
	●●市●●	123	12	16	
	●●市●●	123	12	17	
	●●市●●	124	12	19	
	●●市●●	124	12	20	
	●●市●●	124	12	22	
	●●市●●	124	12	23	
	●●市●●	125	13	7	
②	所在	地番	林班	小班	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 利用間伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (2. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な●●県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 (3. 留意事項) ○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(2. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。
	●●市●●	125	13	4	
	●●市●●	126	13	8	
	●●市●●	126	13	10	

5. 配分計画の記載例⑥-2(金銭の算定方法【別添2】) 事務の手引(記載例)

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

(②甲に対して伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合の例)

対象森林					木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
①	所在	地番	林班	小班	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 主伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する主伐に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する主伐後の植栽及び保育に係る経費については、見積り実施時点で有効な●●県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として丙が管理する。なお、丙が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。</p> <p>○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>
	●●市●●	123	12	16	
	●●市●●	123	12	17	
	●●市●●	124	12	19	
	●●市●●	124	12	20	
	●●市●●	124	12	22	
	●●市●●	124	12	23	
	●●市●●	125	13	7	
②	所在	地番	林班	小班	<p>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。</p> <p>(2. 木材の販売収益の額の算定方法)</p> <p>○ 利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(3. 伐採等に要する経費の算定方法)</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐に係る経費については、見積りの実施時点で有効な●●県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、丙が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。</p> <p>(4. 留意事項)</p> <p>○ 丙が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は丙が負担するものとする。</p>
	●●市●●	125	13	4	
	●●市●●	126	13	8	
●●市●●	126	13	10		

5. 配分計画の記載例⑦-1 (支払い方法【別添3】)

別添3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(①甲に対して経営管理実施権配分計画の公告時に利益を支払う場合の例)

対象森林					丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
①	所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払については、経営管理実施権配分計画の公告後に速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
	●●市●●	123	12	16	
	●●市●●	123	12	17	
	●●市●●	124	12	19	
	●●市●●	124	12	20	
②	所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
	●●市●●	124	12	22	
	●●市●●	124	12	23	
	●●市●●	125	13	4	
	●●市●●	125	13	7	
③	所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
	●●市●●	126	13	8	
	●●市●●	126	13	10	

5. 配分計画の記載例⑦-2(支払い方法【別添3】)

別添3 丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(②甲に対して伐採後、木材の販売収益が確定後に利益を支払う場合の例)

対象森林					丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
①	所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
	●●市●●	123	12	16	
	●●市●●	123	12	17	
	●●市●●	124	12	19	
②	所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
	●●市●●	124	12	22	
	●●市●●	124	12	23	
	●●市●●	125	13	4	
③	所在	地番	林班	小班	<時期> ○ 丙から甲に対するDの支払について、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 <相手方及び方法> ○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座
	●●市●●	126	13	8	
	●●市●●	126	13	10	

6. よくある問い合わせ①(選定委員会、審査基準)

- 選定委員会の設置は義務ですか。



義務ではありません。

民間事業者の**選定の過程を透明化**し、**公正な方法により選定**する必要があることを踏まえ、「事務の手引」では、標準的な方法として選定委員会の設置を位置付けています。このため、設置しない場合であっても、過程の透明化等を担保する相応の仕組みを検討する必要があります。

- 委員は誰が適任ですか。所属や役職の決まりはありますか。



決まりはありません。市町村にあっても、担当課長あるいはそれ以上の役職を充てる例もあります。選定過程の透明化等を考えれば、民間事業者の利害関係者を除いた上で、**県(出先機関・公社)**や**国(森林管理局・署)**、**森林総合監理士**などを充てることも考えられます。役職は、既存の連絡会・協議会などを参考にすることも一案です。

- 事務の手引の審査基準に独自に項目を加えてもいいですか。



問題ありません。地域に最適な民間事業者が選定されるよう工夫をお願いします。

【事例②】選定委員会の設置

□ 委員への就任依頼文書 | 山形県最上町

町・県・国の職員計6名で構成されており、町職員については、林務部局の担当職員に限らず、関係課の職員も加えるなど、多様な視点からの意見を取り入れるよう工夫

第 号
令和2年3月25日

山形森林管理最上支署長 殿
最上総合支庁森林整備課長 殿
山形県指導林業士 〇〇〇〇 殿

最上町長 〇〇〇〇

最上町経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会（仮称）の設置会議の開催及び同委員会委員の就任について（依頼）

日頃より当町林政行政につきまして、特別のご協力を賜り深く感謝申し上げます。
さて、森林経営管理法第36条第3項の規定による経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定について、公正な方法により行うとともに選定過程の透明化を図るため、標記選定委員会の設置を検討しています。
つきましては、下記日程で、設置委員会を開催するとともに、貴庁に選定委員会の委員としてご就任いただきたく存じますので、年度始めのお忙しいところですが、ご出席のほどお願い申し上げます。
なお、当日は今回送付いたしました資料をご持参ください。

記

- 開催日時 令和2年4月13日（月） 午後1時30～
- 場 所 最上町役場3階大会議室
- 議 題
 - 最上町経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会要綱（案）について
 - 最上町経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定にかかる審査方法及び基準等（案）について
 - 最上町経営管理実施権の設定を受ける民間事業者選定要領（案）について
 - その他

最上町役場農林課森林整備係 〇〇〇〇
TEL 0233-43-2016（直通）

□ 委員の選定 | 愛媛県久万高原町

森林所有者の目線から企画提案の内容をどのように評価するかといった視点を取り入れるため、所有山林を自己管理している者（集積計画対象の森林所有者とは異なる者）を委員として選定

別記様式第14号（経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会要綱）

経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会要綱

（設置）

第1条 森林経営管理法第36条第3項の規定による経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定について、公正な方法により行うとともに選定過程の透明化を図るため、経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を処理するものとする。
（1）民間事業者の企画提案書の審査及び民間事業者の選定に関すること。
（2）審査に必要な事項に関すること。

（委員）

第3条 委員会の委員は、愛媛県中予地方久万高原森林林業課長、愛媛県林業研究センター長、久万高原町林業戦略課長及び中予山岳流域林業活性化センター会長が指名する林業所有者の代表者とする。なお、林業所有者の代表は別表の者とする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
2 委員に欠員が生じた場合には、補欠の委員を選任できるものとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員の代表者も

別表

久万高原町経営管理権配分計画事業者選定委員会 森林所有者代表名簿（案）

項 目	氏 名	備 考
森 林 所 有 者		
森 林 所 有 者		

第6条 委員会は、
2 委員会は、委員
3 会議の議事は出席
（委員以外の出席）

第7条 委員長は、
（庶務）

第8条 委員会の庶
（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に必要事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、 年 月 日から施行する。（決裁日）

【事例③】選定委員会の開催

選定委員会開催資料 | 山形県最上町

1つの企画提案に際し、前後2回集まることとしており、企画提案の実施前は策定した集積計画について情報共有を行い、企画提案を締め切った後、現地説明会の開催状況なども添えつつ、企画提案書を基に選定委員会で審査

配分計画策定箇所の実施状況の報告

配分計画策定予定箇所への公募状況の報告

第3回最上町経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会

期日：令和3年1月9日（水）
午後1時30分から
場所：最上町中央公民館
2階みどりホール

次 第

- 開 会
- あいさつ
- 協 議

報告第1号 経営管理実施権配分計画「配-1」()地区の実施状況について

報告第2号 経営管理実施権配分計画「配-1」()地区に関する公募状況について

報告第1号 経営管理実施権配分計画「配-1」に関する選定について

その他

- その他
- 閉 会

報告第1号 経営管理実施権配分計画「配-1」()地区の実施状況について

1. 令和2年度に実施した関係事業の状況について

(1) 事業期間 令和2年8月1日から11月20日 収穫開始は完了済み

(2) 森林所有者の収益額 ()円 ※内訳は下記のとおり

＜収入＞

木材の取戻収益	【A-B×C】 積算額(円)	【B】 材積(m)	【C】 単価(円/m)
C・D材			

＜費用＞

区分	積算額(円)	備考
伐倒経費		刈草期間費 12.30 ha
搬出経費		大刈草期間費 0.74 ha
薪割経費		森林作業道 435 m
その他経費		運搬経費 ()円/m
		燃料費 ()円
(補助金)		新しい森林づくり基金整備事業補助金等
計(補助金控除)		



(3) 今後の取り組み 令和3年～令和8年までに1回の巡回の実施

報告第2号 経営管理実施権配分計画「配-1」()地区に関する公募状況について

1. 公募開始にあつた問合せ内容等について

日付	民間事業者名	質問内容等	回答内容
10月1日		① 標準地賃金の様式について	① 様式は定めていないので任意様式での提出を依頼

2. 現地案内の実施について

(1) 実施日 令和2年11月17日（火）9時から11時

(2) 参加した民間事業者 ()の2社

(3) 実施内容

- 標準形ノ人可乗との接続箇所を起点とする林道月輪橋架設（令和3年度より架設予定、L=150m）の工事内容に関する説明
- 森林作業道（現況）の起点及び新設架設予定の森林作業道の確認
- 接続森林の範囲と、接続森林と一体的に整備を要している下白川地区の分枝線の確認
- 1つ隣の大きな谷の状況を確認




① 標準との交差点の確認 ② 森林実況と谷の地形の確認

報告第1号 経営管理実施権配分計画「配-1」に関する選定について

1. 企画提案書の提出のあった民間事業者について

() 合計2社

2. 審査内容について

別紙参照

3. 審査結果について

審査番号	提 案 者	結 果
1		
2		

年 月 日

〇〇〇 殿
(民間事業者名)

最上町 印

経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定結果について

年 月 日付けで御名通知書を送付した際配決定に関し、貴社を採択事業者として選定しましたので御旨いいたしますとともに、経営管理実施権 配分計画の作成に向けて別途ご協働いたしたく通知いたします。

【事例④】審査基準の設定

□ 独自基準の設定 | 山形県最上町

林野庁「事務の手引」の審査事項に「町の林業振興及びエネルギー政策の推進への貢献度」、「森林の現況把握」を追加

⇒「森林の現況把握」については、第1回の企画提案時に、現地調査を行った事業者と現地調査を行わずに提案してきた事業者で見積額に大きな乖離が生じ、審査が困難となったため、第2回から審査項目に位置づけ

③ 町の林業振興及びエネルギー政策の推進への貢献度	森林環境教育等への協力の可否	5点	可 5点		不可 0点
	町の地域冷暖房システムへの木質資源の供給量 ※スギ人工林の搬出間伐におけるヘクターあたり材積量 (m ³)	10点	41 m ³ /ha以上 10点	21~40 m ³ /ha 6点	0~20 m ³ /ha 2点
⑧ 森林の現況の把握	5点	標準地調査実施 5点	現地案内参加 3点	無 0点	

□ 各項目の配点の調整 | 愛知県岡崎市

「事務の手引」の項目を採用しつつも、所有者への還元額の配点を減じ、技術提案に重み付け

⇒経営管理の実施体制については、現在の体制のみならず、これまでの実績を別個で評価するとともに、地域への貢献度も事務所の所在と雇用創出をそれぞれ評価
※あくまで実績や雇用を重視

審査事項	審査基準点				
① 森林所有者に支払う金額	極めて優れている 15点	優れている 12点	普通 9点	やや劣っている 6点	劣っている 3点
⑥ 技術的な提案 (間伐後の林況に配慮した施業方法)	極めて優れている 30点	優れている 24点	普通 18点	やや劣っている 12点	劣っている 6点

4. よくある問い合わせ②(評価～配分計画策定)

- 存続期間や経営管理の内容について、留意すべきところがありますか。



<全般的事項>

配分計画は、集積計画に定めた範囲内しか作れない点に留意してください。

集積計画に記載のない経営管理の内容や、集積計画の存続期間を超える内容の配分計画は策定することができません。

<存続期間>

配分計画策定度、林業経営者は森林経営計画を作成することになります。その際、配分計画の存続期間が、森林経営計画の計画期間(5か年)を超える期間としておく必要があります。5か年を超えていない場合は、森林経営計画の認定を受けられません*ので留意してください(認定までの事務を踏まえるならば、6か年など、余裕をもった期間設定が肝要です。)

*森林経営計画制度運営要領(H24.3.26付23林整計第230号林野庁長官通知)

また、経営管理実施権の終期までに、法第39条に基づき林業経営者から最後の報告を受けることとなりますので、その報告内容を確認することや森林所有者とのやりとりなどの事務を考えると、経営管理実施権の存続期間が満了した後も、一定期間は市町村が経営管理権を有していることが望ましいと考えられます(つまり、経営管理実施権の終期と経営管理権の終期が同日ということは避けるべきと思います)。

【事例⑤】配分計画策定時の工夫

□ 期間の設定 | 愛知県岡崎市

再委託を想定し、柔軟な企画提案や事業実行が可能となるよう、林業事業体の意見等も踏まえ、存続期間を15年に設定

□ 「経営に適さない」の判断 | 埼玉県秩父市

全ての集積計画で一旦企画提案を求め、提案がないことをもって「林業経営に適さない」と判断

経営管理権集積計画

1 個別事項														
案号	集4-1		経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		経営管理権を設定する森林の森林種別等(甲)		(名称)	(所在地)						
							岡崎市 中郷 康清	岡崎市十王町二丁目9番地						
							(氏名又は名称)	(住所又は所在地)						
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)														
番号	所在	地番	林種	小葉	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	岡崎市鳥羽町字オノケ	1番1	2040	本	山林	0.94	広葉樹	72	公告した日	15年(2036.3.31)	別添1参照	別添2参照	別添3参照	
2	同上	18番2	2040	本	田	-	-	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
3	同上	18番18	2040	本	山林	スギ	67	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
4	同上	18番19	2040	本	山林	ヒノキ	38	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
5	同上	18番18	2040	本	山林	ヒノキ	39	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
6	同上	18番18	2040	本	山林	マツ	79	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
7	同上	18番19	2040	本	山林	広葉樹	79	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
8	同上	18番60	2040	本	山林	ヒノキ	57	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
9	同上	30番2	2040	本	畑	-	-	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
10														

経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)
公告した日	15年(2036.3.31)



4. よくある問い合わせ④(公表、公告・縦覧する事項)

- 審査結果はどこまで公表する必要がありますか。

➡ 法令上、「結果を公表」とされているものの、公表の具体的な範囲については明記されていません。選定の過程の透明性を証するものとして、**評価結果(事業者の選定理由、提案者それぞれの評価理由や評価点など)**を公表することが望ましいと考えます。

- 配分計画を公告する際、何を公告・縦覧しなければなりませんか。

➡ 配分計画本文を公告・縦覧するとともに、権利が設定されている箇所が明示された**図面を公告・縦覧**してください(集積計画も同様です)。

なお、施行規則第34条に基づき、市町村の広報やインターネットの利用などを進めてください。当該権利が設定されていることが**広く周知されることで、予期せぬトラブルを防ぐ**ことができます(経営管理実施権は登記されるような権利ではありませんので、登記簿を確認しても権利設定の有無がわかりません。インターネットで広く周知することが重要です)。

そのほか、配分計画に添付される企画提案書・見積書については、今後の配分計画策定に向けた参考資料、あるいは競争性確保のため、市町村における情報の取扱いを踏まえ、ご判断ください。

【事例⑥】審査結果の公表

□ 評価結果の公表:山形県山形市

<https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/jigyosya/nougyo/1006768/1006771/1004718.html>

- 企画提案のスケジュールや提案書の様式、記載例等をHPに掲載
- また、現地説明会の配付資料も掲載し、現地調査結果や所有者の意向も確認できるように配慮
- 民間事業者の選定にあたっては、選考結果とともに「審査の採点表」も公表し、選定の過程の透明性を確保

スケジュール

- 令和3年6月1日(火曜) 募集開始・企画提案書受付開始
- 令和3年6月15日(火曜) 現場説明会開催
- 令和3年6月25日(金曜) 質問受付期間終了
- 令和3年7月15日(木曜) 企画提案書受付締切
- 令和3年7月下旬 審査
- 令和3年8月上旬 選定
- 令和3年9月頃 経営管理

応募に関してご確認いただきたいこと

(1) 現場説明会の配布資料について

6月15日(火曜)に現場説明会を行いました。説明会の中で、参加事業者からいただいたご質問に対する回答をとりまとめましたので、下記の「質問回答書(1)」をご覧ください。

(2) 応募に関する質問

質問は、質問回答書(様式第2号)を提出してください。

質問の受付は、質問回答書(様式第2号)の提出締め切り後、とりまとめの上、本ホームページに掲載いたします。

2 経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の公表

令和3年6月1日より企画提案書の募集を開始した、東沢地区(山形市大字上宝沢不動沢流域、令和3年5月20日付経営管理権集積計画公告)における経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定について、市が定める選定委員会において公平かつ慎重に審議を行いました。

選定結果について、森林経営管理法施行規則第33条第3項の規定により下記のとおり公表します。

選定結果

企画提案事業者数 4事業者

最優秀提案者

企画提案事業者名	山形地方森林組合
得点	94点(100点満点)

審査採点表(PDF 75.7KB)

1 企画提案書の募集(※受付終了しました。)

令和3年5月20日付森林経営管理権集積計画を公告した上宝沢地区のうち、下記の森林経営管理実施権設定候補森林について、経営管理実施権を受けること希望する民間事業者の方から、企画提案書を募集します。

希望される事業者の方は、事前連絡の上、企画提案書等の提出書類を山形市役所6階森林整備課まで持参提出ください。

応募に関する詳細は、下記の「選定要領」をご確認ください。

選定要領(PDF 93.8KB)

●森林経営管理法

第39条 市町村は、林業経営者に対し、当該経営管理実施権の設定を受けた森林についての経営管理の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

●経営管理実施権配分計画 2共通事項(記載例)

(2)善管注意義務

① 丙が経営管理実施権に基づき経営管理を行うに当たっては、善良なる管理者の注意義務をもって甲の利益に最も適合するように配慮しなければならない。

(3)監督義務

乙は、丙に対して当該森林の経営管理の状況等について**報告を年1回徴収することで**、当該森林において**経営管理が行われるよう努めなければならない。**

(4)報告義務

丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回報告しなければならない。

●経営管理権集積計画 2共通事項(記載例)

(2)受託者の義務

② 経営管理実施権配分計画が定められた場合は、(中略)。また、乙はこの経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画に規定された**報告徴収の権限の範囲内**において、経営管理実施権者に対して**監督責任のみ負う。**

- 経営管理(伐採、造林及び保育)の実施状況や販売収益から留保している再造林・保育に要する経費の状況、林業経営者の経営状況等について報告を受け、当該経営管理実施権が円満に履行されているか監督するようにしてください。
- また、記載例のように年1回に限ることなく、伐採、造林及び保育の1事業区ごとに報告を受け、進捗を管理することも検討してください。

●森林経営管理法

第38条 林業経営者は、販売収益について伐採後の植栽及び保育に要すると見込まれる額を**適切に留保**し、これらに要する経費に充てることにより、計画的かつ確実な伐採後の植栽及び保育を実施しなければならない。

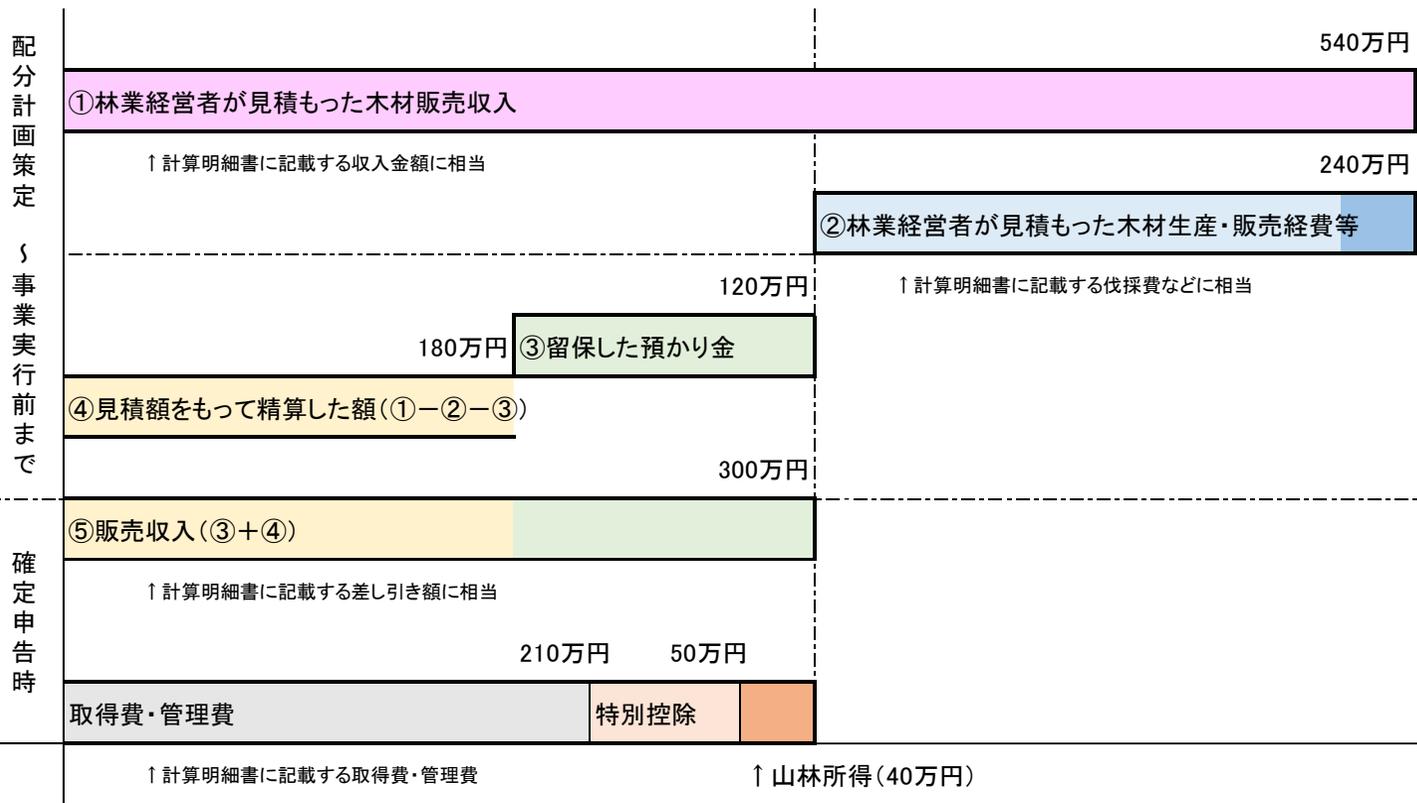
●経営管理実施権配分計画 2共通事項(記載例)

(8)甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、丙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- 木材が販売された場合、森林所有者は山林所得として確定申告することとなります。このため、森林所有者は、木材(立木)の販売収入や経費等を把握する必要があります。
(山林所得 = 木材の販売収益 - 必要経費(伐採費等) - 特別控除額)
- 特に、主伐するに当たって、**林業経営者が留保した預かり金は、必要経費に含まれない点**について、森林所有者に十分に周知するよう林業経営者に指導しましょう。金銭のフローとしては森林所有者に渡りませんが、森林所有者の山林所得の一部をなしているものであるため、**預り金の金額を森林所有者にお知らせください**。
- 林業経営者が木材を販売した場合、販売収益や伐採・販売経費等について、森林所有者に明細書を通知する必要がありますが、配分計画策定時に提示した**見積金額であらかじめ精算している場合**にあっては、**実際の木材の販売収入や経費等に係る明細書を通知する必要はありません**(森林所有者の山林所得は見積金額で精算し、確定しているため、その後を把握する必要がありません)。

9. 山林所得の計算方法(見積額で精算した場合)



※見積額をもって販売収入とし、確定申告するため、林業経営者が事業実行後に得た実際の収入や実際の経費については知る必要がない(お知らせする必要なし)

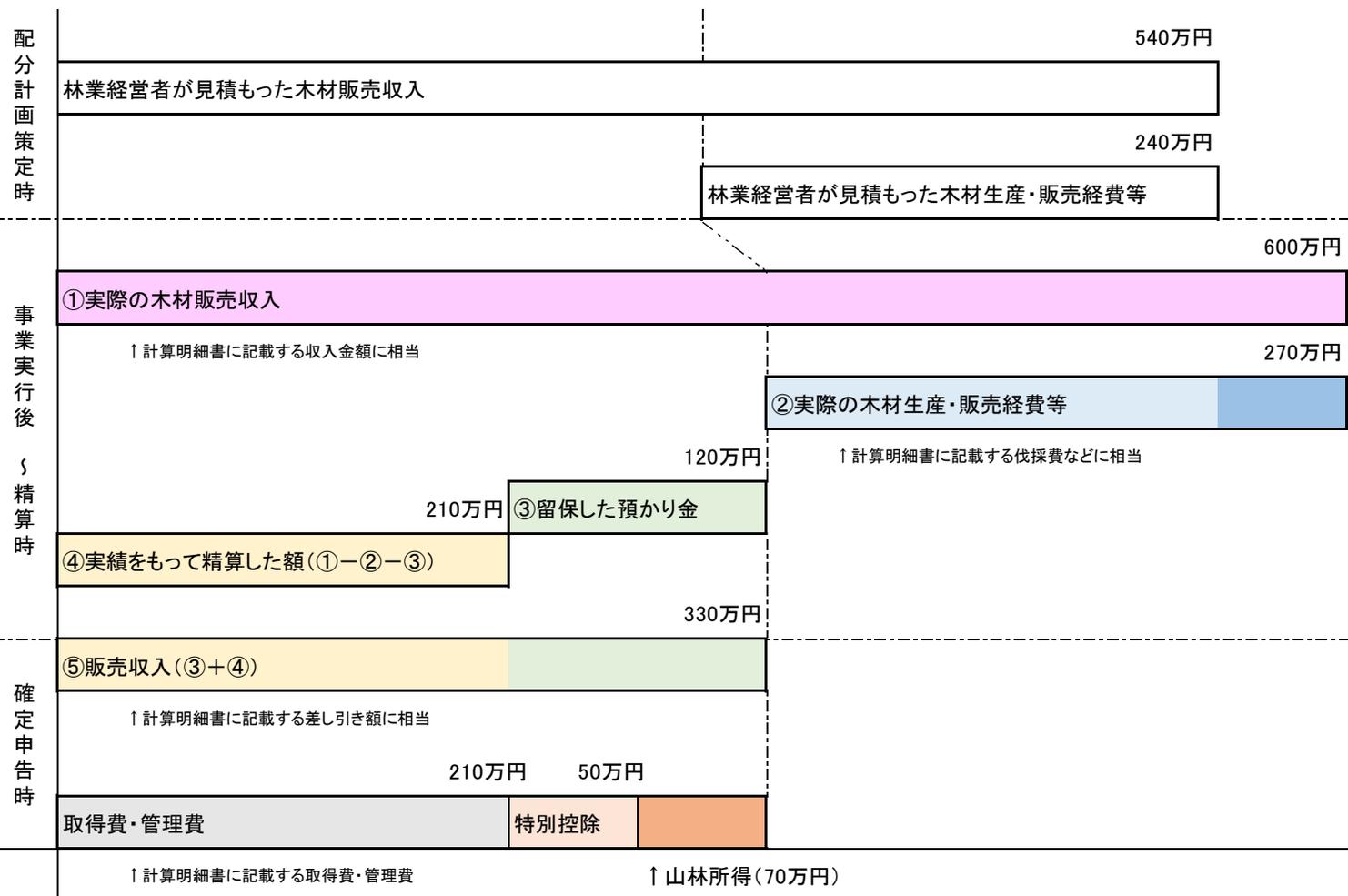
配分計画に定めた精算時にお知らせする(例えば、配分計画公告時など)

	林業経営者の事業収入
	林業経営者の事業経費
	林業経営者の事業利益
	森林所有者に支払う額
	林業経営者が預かる額

【見積額で実施する場合の注意事項】

- ・実際にかかった経費と見積額に大きな乖離が生じ、事業者負担が大きくなるといったことがないよう企画提案の際には事前に現地調査を実施するなど、より正確性の高い企画提案となるよう留意(必要に応じて、市町村から説明)

9. 山林所得の計算方法(実績額で精算する場合)



※実績をもって販売収入を確定し、確定申告するため、林業経営者が実際に得た収入と実際の経費をお知らせする必要があります

配分計画に定めた精算時にお知らせする
(例えば、木材収入確定後など)

	林業経営者の事業収入
	林業経営者の事業経費
	林業経営者の事業利益
	森林所有者に支払う額
	林業経営者が預かる額

【実費で実施する場合の注意事項】
 ・「実際にかかった経費が掛かり増しになった場合であっても所有者負担は求めない」など、実際にかかった経費と見積額に差が生じた場合の所有者還元への考え方などを事前に整理しておくこと